

千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画を次のように決定する。

名 称	千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画
位 置	南烏山二丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、上祖師谷一丁目、粕谷四丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内
面 積	約 8 . 6 ha
基本方針・ 街づくりの 目標	京王線の連続立体交差事業を契機に、防災性の向上や商業地の更なる魅力創出、住宅地のみどりの保全等を推進し、魅力あふれる安全で快適な千歳烏山駅周辺地域の街づくりを進める。 千歳烏山駅周辺地域においては、駅を中心とした駅前地域とその後背に広がる駅前周辺地域に区分し、その上で用途地域等を踏まえながら街づくりを誘導していく。

〔駅前地域〕

本地域は、世田谷区の北西部、都市計画道路補助第216号線（以下「補助216号線」という。）の西側、都市計画道路補助第129号線（以下「補助129号線」という。）の南側に位置し、京王線千歳烏山駅を中心として、南北両側にそれぞれ複数の商店街が密度高く広がり、歩行者や自転車利用者を中心とした買い物客でにぎわっている。

なお、駅の北側には地域の活動の拠点である烏山区民センターやそれに隣接する広場が立地し、周辺には戸建住宅や集合住宅を中心とした住宅地が広がっている。

本地域では、都市高速鉄道第10号線（京王線）の連続立体交差事業、補助216号線、世田谷区画街路第14号線及び千歳烏山駅東口広場（以下「駅前広場」と総称する。）等の事業が進められており、都市計画施設の整備を見据えた公共交通の分散解消、歩行者等の安全性の確保、快適な買い物空間の形成を図ることが求められている。

世田谷区都市整備方針（平成27年4月）において、本地域を商業・サービス、交流などの機能が充実し、区民の交流の「核」であるとともに地区外に居住する区民も多く利用する「主要な地域生活拠点」に位置づけている。

また、新たに整備を進める補助216号線と駅前広場周辺は、街の玄関口として防災力や交通結節機能を強化するとともに、市街地整備により活気とにぎわいを創出することとしている。

このような地区特性や状況を踏まえ、合理的な土地利用、安全で快適な歩行者空間の確保及び防災性の向上などを誘導することで、住環境に配慮しながら回遊性のある魅力的な駅前商業空間の維持・増進を図り、「駅南北の交流と人々が集う魅力あふれるまち」の形成をめざす。

〔駅前周辺地域〕

駅前周辺地域の住宅地については、連続立体交差事業による南北市街地の移動の円滑化や駅前の利便性向上に伴い、さらなる魅力の向上が期待されている。一方で一部の区域においては、道路幅員が狭く住宅が建て込んでいることから、細街路の改善にあわせて、安全でみどり豊かな落ち着きのある良好な住環境が維持・保全された街をめざす。

土地利用の方針	<p>駅前地域や駅前周辺地域の特性に応じて土地利用の方針を定める。</p> <p>[駅前地域]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商業地区 A 1 鳥山区民センターを核とし、商業・業務・文化施設の充実及び安全で快適な歩行者空間を確保することにより、駅南北市街地のにぎわいとコミュニケーションの促進を図る。また、建築物の敷地の統合を促進し、合理的な土地利用及び防災性の向上を図る。 2 商業地区 A 2 商業・業務施設の充実及び安全で快適な歩行者空間を確保することにより、駅南北市街地のにぎわいとコミュニケーションの促進を図る。また、隣接する住宅地に配慮しながら、建築物の敷地の統合を促進し、合理的な土地利用及び防災性の向上を図る。 3 商業地区 A 3 隣接する住宅地に配慮しながら、歩行者の安全性と商業・業務施設の充実を図る。 4 商業地区 B 1・B 2・B 3 補助 2 1 6 号線及び駅前広場の整備にあわせ、魅力ある駅前商業地の形成及び建築物の敷地の統合を促進し、土地の合理的かつ適正な高度利用と防災性の向上を図る。 5 沿道商業地区 A 歩行者の安全性と商業・業務施設の連続性を確保しながら、隣接する住宅地に配慮した沿道市街地の形成を図る。 6 沿道商業地区 B 延焼遮断帯の形成を促進し、商業・業務施設の連続性を確保しながら、隣接する住宅地に配慮した沿道市街地の形成を図る。 7 沿道地区 補助 2 1 6 号線の整備にあわせて延焼遮断帯の形成を促進し、隣接する住宅地に配慮した沿道市街地の形成を図る。 8 住宅共存地区 住環境の維持・保全に配慮しながら、住宅と商業・業務が調和した市街地の形成を図る。 <p>[駅前周辺地域]</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 沿道商業地区 C 店舗と住宅に配慮した市街地の形成を図る。 10 幹線沿道地区 集合住宅や商業・業務施設等を誘導するとともに、後背の住宅地に配慮し、幹線沿道にふさわしい防災性の高い沿道市街地の形成を図る。 11 住宅地区 みどり豊かな住環境を維持・保全し、周辺の街並みに配慮した住宅地の形成を図る。
---------	--

道路・交通施設 の整備の方針	<p>1 住環境の維持・保全に配慮しながら、住宅と商業・業務が調和した市街地の形成を図る。</p> <p>2 道路は、ユニバーサルデザインに配慮しながら歩行者の回遊性や利便性を高め、誰もが安全に通行できる空間の確保を図る。</p> <p>3 自転車利用環境の向上のために、鉄道事業者と連携し自転車等駐車場の整備を図る。</p> <p>4 幅員4mに満たない狭い道路の解消を図る。</p> <p>建築物等の 整備の方針</p> <p>目標とする市街地を適切に誘導するため、次のように建築物等の整備の方針を定める。また、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第59条の2第1項、法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定に基づく許可に係る建築物については、本地区整備計画の建築物等に関する事項を遵守するものとする。</p> <p>1 商業・業務施設の連続性の誘導によるにぎわいの確保及び健全な市街地の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>2 土地の合理的な利用を促進するため、建築物の容積率の最高限度を定める。</p> <p>3 土地の細分化を防止することにより良好な市街地環境の維持及び形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>4 商業地の安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。また、住宅共存地区においては良好な住環境を維持するため、建築物の隣地境界からの壁面の位置の制限を定める。</p> <p>5 主要な地域生活拠点としてふさわしい街並みの形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>6 周辺の環境と調和した街並みを形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>7 住宅地のみどり豊かな街並みの形成と防災性の向上を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p> <p>8 商業地区A1及び商業地区A2において、計画図2に示す区画道路2号、区画道路3号、区画道路5号及び区画道路6号の沿道については安全で快適な歩行者空間及び良好な街並みの誘導と、合理的な土地利用を通じたにぎわいのある街並みの形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、「街並み誘導型地区計画」を適用し、法の規定に基づく道路幅員による建築物の容積率の制限及び道路斜線制限を適用除外とする。</p> <p>9 据助216号線の沿道については、防災性向上のため不燃化に努める。</p> <p>みどりの方針</p> <p>みどり豊かで潤いのある市街地を形成するため、既存樹木等のみどりの保全や新たな緑化を推進する。</p> <p>その他の方針</p> <p>1 壁面の位置の制限を定める区域の道路に面する部分は、道路面との段差を可能な限り小さくし、歩行者が容易に通行できるパリアフリーに配慮した構造とする。</p> <p>2 建築物の敷地内に浸透地下埋設管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝又は貯留施設など、雨水の河川等への流出を抑制するための施設の整備を促進し、浸水被害の防止に努める。</p> <p>3 無電柱化の推進をめざす。</p>
-------------------	---

整備計画

位 置		南烏山二丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、上祖師谷一丁目、粕谷四丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内										
地区施設の配置及び規模	面 構	約 8 . 6 ha										
	種類	名称	幅員	延長							備考	
	道路	区画道路 1 号	9 ~ 1 2 m	約 1 8 0 m							既存	
		区画道路 2 号	6 m	約 1 8 0 m							既存	
		区画道路 3 号	4 m	約 1 9 0 m							既存	
		区画道路 4 号	6 m	約 9 0 m							既存	
		区画道路 5 号	4 ~ 6 m	約 1 1 0 m							既存	
		区画道路 6 号	6 m	約 1 0 0 m							既存	
		区画道路 7 号	1 2 m	約 1 1 0 m							既存	
		区画道路 8 号	8 ~ 2 3 m	約 2 1 0 m							既存	
		区画道路 9 号	7 ~ 8 m	約 6 0 m							既存	
歩行者回遊通路		1 商店街の回遊性を向上させるため、東西方向の歩行者動線の整備を口指し回遊通路の確保を誇導する。 2 通路は、建築物の内側を通るインナーパン通路形式や敷地内で建築物の外側を通るオーパン通路形式またはその複合形式とし、幅員は幅 2.0 m 以上とする。										
地区の区分	名 称	商業地区	商業地区	商業地区	商業地区	商業地区	商業地区	沿道商業地区 A	沿道商業地区 B	沿道商業地区 C	沿道地区	
	面 積	約 4.2 ha	約 0.9 ha	約 1.6 ha	約 0.5 ha	約 0.4 ha	約 0.9 ha	約 1.6 ha	約 0.9 ha	約 4.1 ha	約 1.2 ha	
建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 計画図 3 に示す道路又は駅前広場（以下「道路等」という。）に面する建築物の 1 階部分（道路等に面する部分に限る。）を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿及びこれらに附属する自動車庫若しくは駐輪場（以下「住宅等」という。）の用途に供するもの。ただし、住宅等の用途に供する部分への出入りについては、この限りでない。										—
建築物及び工作物に関する事項		2 倉庫業を営む倉庫 3 函館市営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に該当する営業の用に供するもの										—
建築物の容積率の最高限度	計画図 4 に示す 1 号、2 号又は 3 号壁面線が定められている敷地において建築物の容積率の最高限度は、次の各号により算出される数値（いずれにも該当する場合は（2）により算出される数値）又										—	
	ただし、敷地面積が 2,000 2,000 m ² 以上の場合は、この限りでない。										—	

は用途地域に関する都市計画により定められた容積率(以下「指定容積率」という。)のいずれか小さい数値とする。ただし、補助129号線又は区画道路1号、7号若しくは8号に接する敷地については、指定容積率とする。	(1) 1号壁面線又は2号壁面線が定められていいる敷地 : 6×6/10 (2) 3号壁面線が定められている敷地 : 8×6/10	60m ³	ただし、公衆便所、巡査派出所、その他公益上必要な建築物の場合については、この限りでない。				
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁又はこれに代わる住の面及び当該建築物に附属する門又は扉の面は、計画図4に示す壁面線を越えて建築してはならない。			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面及び当該建築物に附属する門又は扉の面は、計画図4に示す壁面線を越えて建築してはならない。			
壁面の位置の制限				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.5m以上とする。ただし、地区計画を告示する日において現に存する敷地等で、面積相互の			

壁面後退区域における工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、道路面から高さ2.5m以下部分に門、フェンス、看板、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについては、この限りでない。	壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、道路面から高さ2.5m以下部分に門、フェンス、看板、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについては、この限りでない。	壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、道路面から高さ2.5m以下部分に門、フェンス、看板、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについては、この限りでない。	壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、道路面から高さ2.5m以下部分に門、フェンス、看板、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについては、この限りでない。	壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、道路面から高さ2.5m以下部分に門、フェンス、看板、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置してはならない。ただし、公益上必要なものについては、この限りでない。
建築物等の高さの最高限度	1 区画道 路2号、 3号、5 号又は6 号に接す	1 区画道 路3号又 は5号に 接する敷 地の建築	1 建築物 の各部分 の高さ は、当該 部分から	1 建築物 の各部分 の高さ は、当該 部分から	1 建築物 の各部分 の高さ は、当該 部分から
					1 2.5m 2 本規定 を告示す る日にお いて、現

に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様の工事中の建築物のうち、前項に規定する高さを超える部分を有する建築物の建替えを行う建築物で、既存の範囲内で、あると区長が認めたものについては適用しない。

前而道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に1.2mを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離が8mを起える範囲にあっては、当該真北方向の水平距離から8mを減じたものの0.6倍に2.0mを加えたもの以下とする。

前項に規定する敷地の建築物の最高限度は2.9mとする。
2 前項に規定する敷地のうち、
補助1号線又は区画道路1号、
7号若しくは8号に接する敷地(街並み誘導型地区計画の適用による特定期政認定を受けれる場合を除く。)の場合は、前項の規定は適用しない。

しない。			
る。	2 前項の規定は、敷地面積が2,000m ² 以上の場合は、敷地面積が2,000m ³ 以上については適用しない。	3 前二項の規定は、敷地面積が2,000m ² 以上の場合については適用しない。	2 前項の規定は、敷地面積が2,000m ² 以上については適用しない。
建物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の形態、色彩、意匠は、周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとする。	1 建築物等の形態、色彩、意匠は、周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとする。 3 軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり(ドライエリア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けること又はこれに代わることとなる敷地の部分に突出する形状としてはならない。	1 建築物等の形態、色彩、意匠は、周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとする。 3 軒、ひさし、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり(ドライエリア)その他これらに類するものが、壁面の位置の制限により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けること又はこれに代わることとなる敷地の部分に突出する形状としてはならない。

わる柱等を設けることがないこととなる敷地の部分に突出する形状としてはならぬい。	垣又はさくの構造の制限	樹木の保全と緑化の推進	建築物の構造の制限	補則216号線に面する建築物は、耐火建築物等又は準耐火建築物等とするよう努める。
				道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に沿つて緑化したものとする。ただし、高さ0.6m以下の部分及び敷地の形状又は構造上やむを得ないものについては、この限りでない。
				既存樹木の保全に努める。 敷地面積と建蔽率に応じた緑化に努める。

敷地面積	建蔽率	50%	60%	70%
100 m ² 未満	中木2本	中木1本		
100 m ² 以上 150 m ² 未満	中木3本	中木2本		

※建蔽率とは、法第53条第1項並びに同条第3項第1号(同号に規定する防火地域内にある同号イに該当する建築物に係る部分に限る。)(同条第7項の規定により適用される場合を含む。)及び第2号の規定により適用される建蔽率とする。

※敷地が、2以上の建蔽率の異なる区域にわたる場合は、面積の最も大きい区域の建蔽率とする。

狭あい道路の整備 その他の整備事項	1 後退部分については、原則として建築基準法に規定する道路の境界線にあわせて側溝等を整備する。 2 後退部分及び隅切り部分は、道路の機能を阻害するようなブランチ一置き場、駐車場又は駐輪場等として使用せらず、門、フェンス、車止め又は自動販売機等の工作物を設置しない。
	雨水貯留浸透施設の設置 建築物の敷地内に浸透地下埋設管、浸透ます、透水性舗装、浸透側溝又は貯留施設など、雨水の河川等への流出を抑制するための施設の整備を促進し、浸水被害の防止に努める。